

## 中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著  
信成国際税理士法人 代表社員 高木慎一 監修

### ★《国家税務総局〈ストック・インセンティブ及び技術による出資に係る所得税徴収管理問題〉に関する公告》の解説 (国家税務総局公告, 2016年第62号, 2016年9月28日発布)

《財政部/国家税務総局 スtock・インセンティブ及び技術による出資に係る所得税政策の整備に関する通知》(財税[2016]101号。以下、《通知》)を徹底するために、税務総局により《ストック・インセンティブ及び技術による出資に係る所得税徴収管理問題に関する公告》(以下、《公告》)が発布された。納税者、税務機関による理解及び執行の利便化のため、《公告》について以下の解説を行う。

#### 一、《公告》発布の背景

科学技術の革新を促進し、その成果が最大限に生産力において生かされるため、国务院、財政部の許可を経て《通知》が制定された。同政策の優遇措置は手厚いものであり、かつ、関係範囲も広く、納税期間も長い。このため、優遇措置に係る手続き及び必要な条件について納税者による明瞭な理解を助けること、新旧の政策についてスムーズな転換を図ること、並びに、新政策の円滑な施行のために、税務総局は《公告》を発布し、《通知》に含まれる所得税徴収に関連する問題について明確化した。

#### 二、《公告》の主要な内容

##### (一) 個人所得税関連

1. 直近6ヶ月の在籍従業員の平均人数の確定方法  
《通知》では、非上場企業が条件に符合するストック・インセンティブを実施する場合、ストック・インセンティブ対象人数は累計で同社の直近6ヶ月の在籍従業員の平均人数の30%を超えてはならないと規定している。当該平均人数の把握について、《公告》では実務処理の利便化を図るため、ストック・オプションの権利行使、制限付き株式の制限解除、またはストック・インセンティブを取得した月の前月から起算する6ヶ月間の「給与所得」項目に係る「全員全額控除明細」に

おいて申告した平均人員数をもって確定するとした。例えば、某企業のストック・オプションが2017年1月に権利行使された場合、在籍従業員の平均人数は、同企業の2016年7月、8月、9月、10月、11月、12月における「全員全額控除明細」で申告した平均人数で確定される。

##### 2. 納税繰延条件に符合しない税務処理

ストック・インセンティブプランが納税繰延条件に符合しない場合、納税の繰り延べはできない。納税繰延期間中に企業の状況が変化し、《通知》第一条第(二)項第4-6の条件に符合しなくなった場合は、当該変化が発生した日の翌月15日以内に関連規定に従って税額を算定し、納税する必要がある。

##### 3. 納税繰延条件に符合するものと条件に符合しないストック・インセンティブプランを同時に取得した場合の税務処理

従業員が取得したストック・インセンティブプランについて、一部は条件に符合するため納税繰延が認められ、一部は条件に符合せず納税繰延が認められないものである場合、それぞれ税務規定に従って納税額を計算・納付を行う必要がある。従業員がある納税年度内に、雇用主企業から複数に渡り公平市場価格に満たない価格で納税繰延条件に符合しないインセンティブを付与された場合、《国家税務総局 スtock・オプションに係る個人所得税に関する問題の補足通知》(国税函[2006]902号)第七条の規程が税務執行の参考にされる。

##### 4. 公平市場価格の確定

《通知》では、延期納税条件に符合しないストック・インセンティブプランに対して、実際取得原価が公平市場価格より低い場合の差額を「給与所得」として個人所得税を計算するとしてい

る。この点、《公告》では公平市場価格をさらに明確化している。上場企業では、公平市場価格は株式を取得した当日の終値とし、取得日が取引休業日であれば、直近の取引日における終値を公平市場価格とする。非上場企業は、公平市場価格は純資産法、類比法、その他の合理的な方法により確定する。純資産法による場合、株式(権利)を取得した前年度末の純資産をもって算定する。

##### 5. 企業の申請について

《公告》では申請手続きの期限及び必要資料について明確にしている。非上場企業が優遇措置に符合する条件のストック・インセンティブプランを導入する場合、上場企業がストック・インセンティブプランを導入する場合、並びに技術による出資を実施するにあたり、優遇措置を享受する納税者自身が申請手続きを行う必要はなく、インセンティブプランを導入する企業もしくは被出資企業が代理で手続きを行うことで足りるとしている。さらに《公告》では、納税繰延期間中に源泉徴収義務者が年次報告書に沿って報告を行う必要がある関連状況について具体化している。

##### 6. 株式譲渡の際の必要資料

企業がストック・インセンティブプランを実施する場合、もしくは個人が技術による出資をする場合、インセンティブ実施企業もしくは技術取得企業を個人所得税の源泉徴収義務者とする。よって、個人が課税繰延への恩恵を受けた株式を譲渡する場合、源泉徴収義務者は、規程に従って関連税額を源泉徴収する必要がある。事務処理の利便化のために、《公告》では、納税繰延措置を受けた株式の譲渡に係る税務申告にあたり、源泉徴収義務者及び個人が共同して、主管税務機関に対して、株式譲渡価格の証明書、納税繰延ストック・オプションの原価、税額に関連する資料を提出するものと規定した。具体的には、譲渡に係る契約書(協議書)、評価報告書、関連証明書類が当該

資料に含まれる。資料が不完全であり、納税金額が不当に低く算定されていると考えられ正当な理由もない場合、主管税務機関は税収管理規定に従って税額の認定を行う事ができる。

##### (二) 企業所得税関連

###### 1. 優遇措置が適用可能な企業の類型

《公告》では、帳簿検査徴収方式で納税を行う居住者企業は技術による出資に係る納税繰延措置を享受することができるとした。査定徴収方式で納税を行う企業は、通常、正確な収入や支出の状況を把握できていない状況を考慮し、帳簿検査徴収方式で納税を行う居住者企業のみが当該優遇措置を享受可能としている。

###### 2. 徴収規定

技術による出資に対する納税繰延措置を適用する企業の企業所得税管理を強化するために、《通知》第三項第一項にある「技術による出資に係る納税繰延措置を選択するものは、主管税務機関に申請する」という規定に関して、《公告》は、納税者の為に《技術による出資に係る企業所得税納税繰延申請表》を制定した。当該申請表は、出資を受けた企業により、出資完了後最初の企業所得税予定納税の際に主管税務機関に送付された後、技術による出資に係る納税繰延額が確認され、税務機関による事後管理の基礎となる。

##### (三) 施行日

《公告》及び《通知》は2016年9月1日より施行される。中関村サイエンスパーク(中関村国家自主创新示范区)にて2016年1月1日から8月31日まで発生したストック・インセンティブプランで、《通知》の納税繰延条件を充足し、納税未了のものについては、《公告》の関連規定にそって納税事務を行うことができる。同時に《国家税務総局 3項目の個人所得税事項の審査取消実施後の管理に係る公告》(国家税務総局公告2016年第5号)第二条第(一)項は廃止する。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、信成国際税理士法人が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及び信成国際税理士法人は本記事の情報をういて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。